

改定 葉山町都市計画マスタープラン（素案）
に対するパブリックコメントの実施結果について

○改定 葉山町都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第2章 都市づくりの現況と課題			
1	5	<p>「下水道や道路をはじめ、公園・緑地、公共施設、コミュニティ施設等の整備は着実に進められてきており、その狙いは一定達成したと評価することができる」としているが、これらの整備について、葉山町全体のバランスを考えた計画的な整備となっているか疑問であり、新たなマスタープランにおいてはそのことも考慮すべきである。</p>	<p>都市施設の整備については、葉山町全体のバランスを考えた計画的な整備をすべきとのご意見と考えますが、都市施設の整備については、それぞれの施設の性質上、必ずしも地域間のバランスを保てないこともあり、本計画書上の修正は行いませんが、いただきましたご意見は、今後の都市施設の整備にあたって参考とさせていただきます。</p>
2	5	<p>計画区域における下水道の普及率 100%を目指すとするが、接続率はどうか？完璧を目指す必要はない。各家庭の経済事情もあるのだから、全ての住民に公共下水道への接続を要求することはできない。既に下水道の整備が終わった部分と、三団地のコミプラを公共下水道に接続する部分を合わせ、350ヘクタールの面整備が終わった時点で、いったん休止とすればよい。これは町長の公約でもあるはず。</p> <p>そもそも、水質改善のための対策であるはず。その目的はかなり達成されたのだから、これからは財政規律を重視すべき。合併浄化槽を設置できる住宅の場合は、家屋の改築や新築の機会を待ち、順次設置していってもらえばよい。平成4年から5年にかけての議会議事録を見ると、南郷は下水処理施設の新設候補地13か所のうち、最悪の場所だったと記録してある。無理が通れば道理が引っ込む実例。下水道審議会の答申を待つ必要はあるが、方針転換を明記すべき。国も既に、下水道オンリーの考えはやめているはず。</p> <p>また、集約型都市構造への転換を見据えるとあるが、それならば、小中学校の統廃合についてはどうか？長柄、堀内、一色、下山口に集約すると考えるなら、余計にそのエリア内でコミュニティバスの運行が必要になるのでは？中心地での交通不便を放置すれば、人口が集まるどころか減ってしまう。高齢者の買い物・通院用だけでなく、子供たちの通学、習い事の足が必要。下水道のために新たな借金をするより、コミュニティバスに資金を回す方が町民に納得されやすく、効果的で合理的。</p>	<p>下水道への財政投入を制限し、その財源をコミュニティバスの導入に充当すべきとのご意見と考えます。</p> <p>コミュニティバスの運行につきましては、今後、本町のこれまでのコミュニティバスに関する検討状況や他団体の事例研究などを進め、地域住民の移動手段的確保、コンパクトシティの実現などを背景として平成26年11月に改正された地域公共交通活性化再生法による「地域公共交通網形成計画」などの具体的な方策の必要性を検討するなかで参考とさせていただきます。</p> <p>その他のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	5, 26	<p>5. 今後の課題への取り組みについて</p> <p>「集約型都市構造への転換」を見据えた都市施設の整備・・・「コンパクトな都市づくり」としているが、具体策が見えない。</p>	<p>「集約型都市構造への転換に向けた都市施設の整備」「コンパクトな都市づくり」についての具体策が見えないとのご意見ですが、都市施設については下水道全体計画の見直しや公共施設の全体計画などの検討において、この方向性に即した計画としていくことを考えており、コンパクトな都市づくりについては、区域区分の設定においては、これまで市街地を形成する地域を拡大するとしていた方針から転換し、市街化区域の範囲を拡大しない方針を明確にしています。</p>
4	6	<p>人口増加を目指すのなら、その方策は？せつかく空き家調査をするなら、データベースとして公開すべき。詳細を載せるのは、空き家の持ち主の同意が取れた物件だけでよい。空き家で子育てしませんか、と若い世代に呼びかける材料にすればよい。芸術家や企業家を集め、空き家をシェアハウスにして活動してもらうのもよい。既に宅地になっている部分に人を呼ぶことを優先にすれば、傾斜地山林など、市街化区域内の緑を保護することにもなる。</p> <p>新たな開発より、既存の不便な住宅地・・・東伏見やパークド葉山四季など・・・にバスを通す方が合理的。逗子駅まで往復しなくても既存のバスルートへの接続便でよい。ただし、バス停は屋根付きベンチ付きで整備すること。バス利用によって自家用車利用が減れば、渋滞対策にもなる。また、団地内のまとまった空き地に高齢者用施設を誘致することも考えられる。人口減の時代、対策を講じなければ、いずれ葉山でも人口激減になるかもしれない。葉山ブランドに甘えてられない。</p>	<p>人口減少への対応策として空き家の活用とコミュニティバスの導入を図るべきとのご意見と考えますが、空き家の活用に関しては、現在、空き家の実態調査を行うこととしており、その後の具体的な施策については、その結果を踏まえて検討されるべきと考えており、現時点で空き家の具体的活用方法等の記載は時期尚早と捉え、本計画書上の修正は行いません。</p> <p>コミュニティバスの導入に関してはNo.2の回答からお読み取りください。</p> <p>その他の意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第2章 都市づくりの現況と課題			
5	7	<p>「協働によるまちづくりの推進」を本気で考えているなら、町職員が業務の一環として、町内会や自治会の会合に参加すべき。トランジションや町民町政の会など、町民有志の集まりでもよい。毎回でなくてよい。何かを約束する必要もない。出席するだけでよい。町民の関心事や、雰囲気を知るだけで十分。</p>	<p>ご意見は、今後、協働によるまちづくりを進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
6	13	<p>本文の文章の最後が切れています。</p>	<p>文末の表記が欠落していましたので、ご意見を踏まえ修正します。</p>
7	15	<p>(4) 交通体系 「今後は交通管理者やバス事業者、逗子市と対話と連携を図りながら、検討を進める必要があります。」 ⇒「今後は交通管理者やバス事業者、逗子市と対話と連携を図りながら、コミュニティバスの運行も含め、検討を進める必要があります。」</p>	<p>交通体系に関する検討課題として、コミュニティバスの運行を加えるべきとのご意見と考えますが、現時点では既存の民間バス事業の利用の充実を図ることで対応を図ることとしており、新たな公共交通機関の体系を検討する予定はないことから、本計画書上の修正は行いません。 なお、コミュニティバスの運行に関してはNo.2の回答からお読み取りください。</p>
8	15 他	<p>道路名称の表記がマスタープラン全体にわたり不統一なため、以下のように統一することを提案します。 ・本文中の都市計画道路の番号表記は削除します。ただし、図上の番号表記は生かしてもよいと思います。 (理由) 他の都市計画施設は番号が付されていません。 ・都市計画道路については「都市計画道路の名称(道路法上の路線名)」とします。 (理由) 都市計画法に基づくマスタープランなので、都市計画上の名称を優先すべきです。都市計画決定していない道路は道路法上の路線名のみとします。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
第3章 都市づくりの理念と目標			
9	24	<p>面積の誤差について精度を上げたことを明記すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、注記を記載します。</p>
第4章 都市づくりの方針(全体構想)			
10	29	<p>都市施設整備の方針について 道路整備の方針・・・国県道の整備策は、どのように図るか。</p>	<p>本町内における国県道の整備や維持管理の事業主体はすべて神奈川県になりますので、神奈川県と諸会議や打合せなどで情報交換を密にするなかで、相互に早期の情報共有を図り、連携しながら進めていきたいと考えています。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第4章 都市づくりの方針（全体構想）			
11	30	<p>都市施設整備の方針について</p> <p>生活道路の整備・・・2項道路対策は地域の環境・景観に大きく影響する。地域ごとの住民との協議の制度も考えるべき。</p>	<p>2項道路が拡幅される場合におけるその後の地域の良好な環境・景観形成を図るために、住民と協議しなければならない制度を検討すべきとのご意見ですが、建築基準法により、4m未満の2項道路に接する建築物の敷地では、建て替え等に際し、道路中心線より2mの後退が義務付けられていますので、これを遵守する必要があります。</p> <p>法令に基づかない町独自の地域住民との協議制度により建築主に協議結果等を踏まえた対応を図らせることは経済的負担、公平性や実現可能性等を考慮した場合、困難なものと考えますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
12	30	<p>公共交通機関の整備では、町内循環交通体系の整備など「超高齢化の進展」に対応した計画となっていない。交通弱者対策が全く感じられない。交通計画の策定を位置付けるべきでは。</p>	<p>交通弱者への対応などを踏まえ交通計画を策定すべきとのご意見と考えますが、町としては、現時点では既存の民間バス事業の利用の充実を図ることで対応を図ることとしており、新たな公共交通機関の体系を検討する予定はありませんので、本計画書上の修正は行いません。</p>
13	30	<p>③公共交通機関の整備</p> <p>⇒バス路線を整備するうえで現状の京急バスは、小型のバスを保有していないため、既存のバス路線以外の運行については難しく、高齢化による運転免許返上者の移動手段の確保のためコミュニティバスの運行を検討、実施する必要があります。このため地域公共交通会議の設置を行います。</p>	<p>交通体系の課題として、高齢者の移動手段の確保をあげ、その他若年層の人口増加策を含め、住民の移動手段の利便性向上のためにコミュニティバスの検討を進め、実施するための検討体制として地域公共交通会議の設置を記載すべきとのご意見と考えますが、現時点では既存の民間バス事業の利用の充実を図ることで対応を図ることとしており、新たな公共交通機関の体系を検討する予定はありませんので、本計画書上の修正は行いません。</p> <p>なお、ご意見のコミュニティバスの運行や地域公共交通会議に関してはNo.2の回答からお読み取りください。</p>
14	32	<p>(2)②ウ 斜面地エリア 4つ目の・</p> <p>「(=地域の景観的な目的)」とありますが、「=」は削除することを提案します。</p> <p>(理由) 特に意味がなく、不必要と思われるためです。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
15	35	<p>「公共施設の全体計画策定」は住民参加で行うべき。</p>	<p>公共施設の全体計画策定は住民参加で行うべきとのご意見ですが、現在町では、町の重要な計画策定に当たっては、住民の方からのご意見等を伺いながら進めていくこととしており、当該計画策定に当たっても、住民の方から意見等を伺うべきと考えております。本計画の他の項目の記載とのバランス上修正は行いませんが、いただいたご意見は、当該計画の策定を行う上での参考とさせていただきます。</p>
16	37	<p>ベンチの設置は最優先で行うべき。それが、最も効果的な「住みやすさ」の指標になる。体力の衰えた高齢者は、休み休みでないと歩けない、子供や若者にも、無料で落ち着ける場所が必要。「歩くことが楽しい町」、「住民が触れ合える町」であるためには、小公園とベンチが絶対に必要となる。</p>	<p>ご意見は、今後の公園やポケットパークなどの整備にあたっての参考とさせていただきます。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第4章 都市づくりの方針（全体構想）			
17	37	<p>④浸水対策 見出しを「浸水・土砂災害対策」とし、以下の項目を追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等による土石流や地すべり等の土砂災害対策を、県と連携して検討します。 <p>（理由）土砂災害対策の方針は34ページ(3)①に記載されているので、浸水対策が記載されている箇所に土砂災害対策を追記すべきです。また、「集中豪雨等」の表記は42ページ④オの引用であり、「土石流」と「地すべり」の例示は、本年6月30日に県から告示された土砂災害警戒区域に対応しています。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
18	38	<p>(4)都市景観形成の方針3つ目の・ 「良好な景観に形成に影響を」とありますが「良好な景観の形成に影響を」の誤植と思われます。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
19	38	<p>(4)都市景観形成の方針3つ目の・ 「景観法に基づく届出対象行為に位置づけ、規制誘導を図ります。」を「景観法に基づく届出制度及び風致地区においては許可制度を活用して、規制誘導を図ります。」と修文することを提案します。</p> <p>（理由）葉山町風致地区条例第2条第1項（5）（7）に木竹の伐採と屋外における物件の堆積が許可対象行為であることが規定されています。また、景観計画及び風致地区条例は既定の計画及び条例なので、既に位置付けられているものとして表現を修正すべきです。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、(4)都市景観形成の方針3つ目の・を次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模を超える木竹の伐採と屋外における物件の堆積は、良好な景観形成に影響を及ぼす行為として、景観法に基づく届出対象行為や風致地区条例に基づく許可対象行為に位置付け規制誘導を図ります。
20	38	<p>(4)都市景観形成の方針 以下の項目を追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区における都市の風致の維持に努めます。 <p>（理由）平成26年12月22日の条例制定に伴い、町が風致地区内の行為の許可権限を有することになったことから、風致地区制度の運用について記述すべきです。</p>	<p>都市における良好な自然的景観としての風致を維持するための風致地区制度を都市景観形成の方針に記載すべきというご意見と考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、(4)都市景観形成の方針1つ目の・の文頭を次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山町景観計画に定める方針等に沿って、景観法の諸制度や都市計画法に定める風致地区制度を活用し、まちの各所で・・・
第5章 地域づくりの方針（地域別構想）			
21	46	<p>「規模の大きな宅地開発事業や、面的な整備事業が行われる場合は、地域に身近な公園を設置します。」となっているが、行政の責任で公園・緑地の確保についても触れるべきでは。</p>	<p>公園・緑地について、規模の大きな宅地開発事業や、面的な整備事業が行われる場合以外にも公園・緑地を確保すべきとのご意見と考えますが、現時点では既存の施設の充実を図ることを主眼としており、新たな公園の設置については基本的には記載した場合を考えています。</p> <p>しかし、その一方で既存の施設の配置や規模にばらつきがあることから、ご意見の趣旨を踏まえ「b 身近な公園」の項目に、「公園が不足する地域における新たな公園を設置するための方策として、借地公園等の制度について研究、検討を進める」旨を記載します。</p>
22	46	<p>③イ(イ)a 地域制緑地 「三ヶ岡近郊緑地特別保全地区の指定を維持します。」を「三ヶ岡近郊緑地特別保全地区及び一色風致地区の指定を維持します。」に修文することを提案します。</p> <p>（理由）風致地区も地域制緑地として位置付けられており、近郊緑地特別保全地区に風致地区を重ねることにより保全効果を高めているからです。</p>	ご意見を踏まえ修正します。

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第5章 地域づくりの方針（地域別構想）			
23	48	<p>④ア(エ)浸水対策 見出しを「浸水・土砂災害対策」とし、以下の項目を追加することを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等による土石流等の土砂災害対策を、県と連携して検討します。 <p>（理由）42 ページ④地域の課題のオに「土砂災害などの自然災害への防災対策」が記載されているので、これに対応した記述が必要です。また、「土石流」の例示は、本年6月30日に県から告示された土砂災害警戒区域が、海岸地域では土石流が多いことに対応しています。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
24	49	<p>「住んでみたいまち」と印象づけたいなら、長者ヶ崎海岸の開発予定地のような眺めのいい場所は、先に町で買い上げておくべき。いずれ老朽化する下水道のために新たな起債をするより、永遠に財産として残る公園や景勝地の確保のために起債する方が、町民のためになる。過去には町が「緑地保全のため」と言い張り、旗立山を買い取った実例がある。この事例には疑問符が付くものの、望ましい土地は、買い取ることを考えてもよいはず。美術品収集より優先するべきだった。</p>	<p>「住んでみたいまち」として選ばれるために、眺望のよい土地を買い上げておくべきとのご意見と考えますが、都市施設の配置を伴わない町有地の取得についての方針は、本計画書に記載すべき事項ではないため、ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
25	52	<p>「一般住宅」で「低密度利用を図る住宅地としての土地利用を維持します」となっているが地区計画を定めていない葉桜などでは、高密度住宅地が生まれている。これらに対応するためにも、「まちづくり条例」を見直す必要性があるのでは。</p>	<p>「葉桜などでは、高密度住宅地が生まれている」とのご意見ですが、ここでいう「低密度利用を図る住宅地」の「密度」は、「人口密度」ではなく、各住宅敷地に対し建築物が占める割合のことを示しています。従いまして、当該地区につきましては、用途地域を第一種低層住居専用地域と定め、建ぺい率、容積率等を定める中で低密度利用とする規制を行っております。</p> <p>ご意見の趣旨は、敷地の細分化に伴う住宅の過密化について問題と捉え、土地の細分化を規制すべきとのご意見と考えますが、開発行為や宅地造成を伴わない敷地の分割も数多く存在しており、まちづくり条例により土地の細分化を規制することはその制度上困難なものと考えます。</p>
26	52	<p>ウ 一般住宅地 2つ目の・ 「高度地区を維持することにより」を「高度地区、風致地区を維持することにより」と修文することを提案します。 （理由）当該区域は第四種風致地区に指定されており、これによっても建築物の高さが15m以下に規制されているためです。</p>	<p>ご意見の部分は、中密度住宅地に関する記載で、具体には葉山都市計画高度地区の最高限第1種、絶対高さ12mの区域について記載したものです。従いまして、ご意見のとおり当該区域は風致地区により15m以下に規制されていますが、実際の高さ制限の運用ではその基準より厳しい高度地区12m以下の規制が適用されていることから、計画書上の修正は行いません。</p>
27	52	<p>エ 自然環境保全地域 1つ目の・ 「丘陵地は適切な区域区分により保全します。」を「丘陵地は適切に保全します。」に修文することを提案します。 （理由）市街化調整区域であるので、区域区分（線引き）による保全策は措置済みであるからです。</p>	<p>区域区分（線引き）は、おおむね5年毎に見直しが行われる制度ですので、ご意見のとおり現在は市街化調整区域に位置付けられているため措置済みと考えられますが、これは将来にわたって担保されているものではないことから、今後の線引き見直しを行う際の方針として、適切な区域区分を設定していくことを記載していることから、計画書上の修正は行いません。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第5章 地域づくりの方針（地域別構想）			
28	52	<p>エ 自然環境保全地域 2つ目の・ 「区域区分の見直しや」を削除することを提案します。 (理由) 26 ページ②区域区分の設定において、区域区分は軽微な変更を除き見直さない方針が示されているためです。</p>	<p>26 ページの②区域区分の設定において「見直しを行わないこと」としたのは「現状の市街化区域の範囲を拡大する」見直しであり、この項でいう「区域区分の見直し」は市街化区域を市街化調整区域に見直す、いわゆる「逆線引き」を言います。表記では、その意味がわかりにくいと考えますので、記載の修正を検討します。</p>
29	54	<p>③イ(イ)a 地域制緑地 「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域の指定を維持します。」を「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域及び一色風致地区の指定を維持します。」に修文することを提案します。 (理由) 風致地区も地域制緑地として位置付けられており、近郊緑地保全区域に風致地区を重ねることにより保全効果を高めているからです。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
30	56	<p>エ(イ)a 住宅景観 「良好な景観を構成する要素を見極め、保全や創造に向けた土地利用を誘導します。」を「良好な景観を構成する要素を見極め、風致地区制度を的確に運用するなど、保全や創造に向けた土地利用を誘導します。」に修文することを提案します。 (理由) 山手地区の住宅地は広く風致地区に指定されており、平成 26 年 12 月 22 日の条例制定に伴い、町が風致地区内の行為の許可権限を有することになったことから、風致地区制度の運用について記述すべきです。</p>	<p>ご意見の「風致地区制度の的確な運用」は実現のための具体的手法であることはご意見のとおりですが、そのほかにも景観法に定める届出制度やまちづくり条例に基づく緑化制度などもあり、風致地区制度のみを記載することは適当でないものと考えます。また、この項目においては、他の記載においても具体的な手法を記載していないというバランスも考慮し、計画書上の修正は行いません。</p>
31	57	<p>湘南国際村地区地区計画の見直しの意図がはっきりしない。</p>	<p>湘南国際村地区地区計画については、平成 18 年 10 月に神奈川県が改定した「湘南国際村改訂基本計画」に基づき、湘南国際村の基本構想の理念を堅持しつつも、社会経済状況の変化や研修施設に対する企業意識の変化等の状況を踏まえ、将来的な地区計画の見直しの検討に着手する必要があるものと考えていましたが、本町における湘南国際村地区の土地利用の現状等を踏まえれば、時期尚早であると考えを改め、次のとおり修正を行います。</p> <p>57 ページ「④ 地域の課題」「エ 湘南国際村地区地区計画の見直し」の項目を削除します。</p> <p>58 ページ「② 土地利用の方針」の本文 6 行目から「湘南国際村については、現在の地区計画について、社会情勢の変化と今後の湘南国際村に求められる役割・機能や、隣接する横須賀市側と連携しながら見直しの検討を進めます。」を「湘南国際村については、引き続き、市街化調整区域における地区計画に沿って、湘南国際村の学術研究、人材育成、技術交流を担う地区としての土地利用を図ります。」に修正します。</p>
32	57	<p>湘南国際村の地区計画を見直し、とあるが、葉山エリアでの宅地開発を認めるという意味か？宅地ではなく国際交流の拠点にすると強弁して、山を削った過去があるはず。多くの町民は覚えている。全体として、長期の展望が足りない。「その場のしぎ」の連続であるように見える。国や県に押し切られた部分もあるだろうが、そろそろ、葉山町としての主義主張を持つようになってもいいのでは？葉山ブランドの神通力が失せないうちに、町の体質改善が必要なように思われる。</p>	<p>湘南国際村地区計画の見直しについてのご意見と考えますが、No.31 の回答からお読み取りください。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
第5章 地域づくりの方針（地域別構想）			
33	58	<p>④地域の課題 カ の次に次の項目を追加することを提案します。 「キ 自然災害への対策 集中豪雨等による土石流や地すべり等の土砂災害への防災対策を検討する必要がある。」 (理由) 本年6月30日に多くの面積が土砂災害警戒区域（土石流、地すべり等）に指定されたためです。表現は42ページ④オに準じています。 なお、山手地域にも指定区域があるものの、多くの面積ではないので追加意見を提出していませんが、追加記述の必要がないか、検討すべきです。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
34	61	<p>③イ(イ)a 地域制緑地 「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域や逗子・葉山近郊緑地保全区域の指定を維持します。」を「衣笠・大楠山近郊緑地保全区域、逗子・葉山近郊緑地保全区域及び大楠山風致地区の指定を維持します。」に修文することを提案します。 (理由) 風致地区も地域制緑地として位置付けられており、大楠山の場合は近郊緑地保全区域に風致地区を重ねることにより保全効果を高めているからです。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
35	62	「生活排水」では、「合併浄化槽設置促進」に向けた政策が見えない。	<p>当該項目の名称が「生活排水」では、「合併浄化槽」の設置を促進していくという方針がわかりにくいのご意見と考えます。 ご意見の趣旨を踏まえ当該項目の名称を「生活排水」から「合併浄化槽」に修正します。</p>
36	62	<p>④ア(ウ)浸水対策 見出しを「浸水・土砂災害対策」とし、以下の項目を追加することを提案します。 ・集中豪雨等による土石流、地すべり等の土砂災害対策を、県と連携して検討します。 (理由) 地域の課題として提案させていただいた58ページの意見に対応した記述の追加です。また、「集中豪雨等」の表記は42ページ④オの引用であり、「土石流」「地すべり」の例示は、本年6月30日に県から告示された土砂災害警戒区域が緑陰地域では土石流と地すべりが多いことに対応しています。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
37	62	高齢者福祉施設等の公益施設等が、・・・・」の意味が不明である。	<p>当該文章の意味がわからないというご意見と考えます。文章表現が適当でないと考えますので、ご意見の趣旨を踏まえ次のとおり修正を行います。 ・ 緑豊かな自然環境の中で静かに落ち着いて暮らせるという地域の特性を活かし、その必要性を考慮しながら、福祉施設や医療施設などの公益施設等に供する土地利用と既存集落とが共存できるまちづくりを進めます。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
その他			
38	—	<p>緑陰地域で建設可能な施設を積極的に誘致し、人の流れを作ることで地域の活性化を図れるのではないか。</p>	<p>都市的土地利用が抑制される緑陰地域においても、地域活性化の観点から、建設可能な範囲で人が訪れるための施設をつくるべく積極的にはたらきかけるべきではというご意見と考えますが、緑陰地域は都市的土地利用を抑制する地域であることから、土地利用の方針に記載したとおり、地域の特性を活かし、自然に親しめるレクリエーションの場などの公共施設や福祉施設等の公益施設などに供する土地利用を図っていきたいと考えています。</p>
39	—	<p>計画期間について 都市計画は、長期的視点をもって策定すべきものとする。総合計画の計画期間に合わせたことだが、都市づくりの方策は長く将来にわたって変わることのないまちづくりの理念を明確化し、町民と行政で共有することが必要である。 最終ページに、「本計画の改定にあたり、状況等が整わず、具体的に明示できなかった内容がありますが・・・本計画を改訂しなければならないことが想定されます。」とあるが、このような場合にこそ、長く将来にわたって変わることのないまちづくりの理念を踏まえて行われるべきである。</p>	<p>都市づくりに関するマスタープランである本計画の計画期間については、総合計画の計画期間との整合にこだわらず、長期的視点をもってできる限り長い期間変わらない計画とするべきとのご意見と考えますが、本計画に記載すべき事項として都市施設整備に関する方針があり、その中には、現時点で、基本的な方向性が検討段階のものもあり、今回の改定では明確に記載できないものがあります。ご意見の趣旨は承知しておりますが、こうした事情を踏まえご理解を賜りたいと考えます。</p>
40	—	<p>住民参加について 都市づくりにおいて、住民との協働は不可欠であり、本計画の素案づくりに至るまでの間、総合計画の見直しに際して行われた住民アンケートが唯一のチャンスであったことは、決して十分とは言えない。今後、パブリックコメントが実施されるが、すでに素案として出来上がった計画に対する意見聴取と、策定当初からの参加とは、全く異なることであり、計画の推進に当たって、住民参加が得られるよう、本計画の周知のため丁寧な住民説明会の開催等、一層の努力が必要である。</p>	<p>ご意見にあります本計画策定後の周知につきましては、広報紙やリーフレット、ホームページなどで周知を行ってまいります。また、本計画は、都市づくりに関する理念をはじめ将来都市構造や土地利用、都市施設等に関する基本的な方向性を示すものとなっております。計画の具体化にあたり、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを住民と行政の協働により行っていく際に、本計画についてもご理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>
41	—	<p>土地利用について 抽出した課題への対策・取り組み、とりわけ、近年、大きな課題となっている宅地開発やそれに伴う景観保全について、環境保全および都市景観形成の方針等に明確に記述すべき。住民アンケートにも、住民の思いが示されている。</p>	<p>宅地開発やそれに伴う景観保全に関する課題について、環境保全および都市景観形成の方針等に記載があるべきとのご意見と考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、都市景観形成の方針に次の事項を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の建築、建設物の建設及び開発行為などの行為に係る良好な景観の保全・形成にあたっては、引き続き、葉山町まちづくり条例に基づく協議制度を活用し誘導を図ります。
42	—	<p>計画書のつくりについて 本素案では、「章」立ての中の小見出しや項目が、同じポイント数の文字で書かれており、非常に見づらい。文字の大きさを変えるなど、読みやすく、わかりやすい計画書とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本計画書の作成における文字等の体裁につきましては、読みやすくなるよう工夫します。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
その他			
43	—	<p>人口減少社会の到来において、考慮すべき点は国内全体の人口減少に伴う人口減少要因だけでなく、より便利で魅力ある他地域への葉山からの転出や、魅力的な場所になれば本来流入するはずであった機会損失もあります。高齢化社会や湘南地域での観光における競争は、非常に重要な要素となり得ます。</p> <p>他地域は中長期的な視野でこれら要素を強化する都市計画を進めるはずですから、立ち止まっている方は実質的に競争から取り残されることを意味します。</p> <p>大きな枠組みでされる目標設定、そこからブレイクダウンして決められる具体策については今後目に見えるものとなっていくことと思いますが、その際、目標達成のために必要なトレードオフを恐れず、ゆるぎないスケルトン作りをお願い致します。</p> <p>なお、地域住民の利便性向上と観光産業での競争力獲得。2つの異なる目標を同時に実現するプランが、競争力を持つための要素になるのではないかと考えております。</p>	<p>ご意見は、今後の都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みを進める際の参考にさせていただきます。</p>
44	—	<p>公園・緑地整備の方針、都市防災の方針、都市施設整備の方針に「公園の配置・設置」が、盛り込まれているが、具体策の記載は「宅地開発事業が行われる場合の設置」のみとなっている。</p> <p>「公園の配置・設置」を推進するための施策として、「借地公園制度」の実施を求めます。</p>	<p>No.21 の回答からお読み取りください。</p>
45	—	<p>都市景観の方針に「歴史的・文化的価値のある建物の保全」がありませんが、葉山町の景観を彩ってきた建物には、葉山町の歴史を象徴している面があります。</p> <p>「歴史的・文化的価値のある建物」の保全・利活用を推進と、その具体策として「空き家再生等推進事業」の実施を求めます。</p>	<p>都市景観の方針に「歴史的・文化的価値のある建物の保全・利活用」を位置づける記載をするべきとのご意見と考えますが、現在、町の景観施策として、行政が主体となり「歴史的・文化的価値のある建物の保全」を行うという方針はありませんので、ご意見の旨を記載する計画書上の修正は行いません。</p> <p>その一方で景観施策として、「歴史的・文化的価値のある建物」に限定することなく、良好な景観を形成している地域において、その建築物が除却された場合に良好な景観形成に多大な影響を及ぼすと認められる場合は、景観法に基づく「景観重要建造物」に指定し守っていく制度の活用を図ることとしておりますので、ご意見の趣旨を踏まえ都市景観形成の方針に次の事項を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葉山町景観計画に定める方針に適合する良好な景観の形成に重要な要素となっている建築物や樹木については、景観重要建造物または景観重要樹木としての指定を行い保全します。 <p>また、「歴史的・文化的価値のある建物の保全・利活用」の方策として「空き家再生等推進事業」の実施を位置づけるべきとのご意見と考えますが、空き家対策につきましては、No.4 の回答からお読み取りください。</p>
46	—	<p>交通体系には「路線バス」に関する事にのみ検討する事が記載されているが、未来を見据えた新たな公共交通の在り方を検討する事を求めます。</p>	<p>No.2 及びNo.13 の回答からお読み取りください。</p>

NO	ページ	いただいた意見	町の対応
その他			
47	—	葉山町民が快適に住める環境を保持するため、工事車両及びトラックを必要とする解体、改築、造成、建設工事計画が提示された場合は、全ての隣地住民の承諾、了解を取り付けることを計画提案事業者に義務付ける。	開発行為や建築行為等が行われる際の住民周知等の手続きに関するご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
48	—	解体、改築、造成、建設工事における工事協定は、工事車両が通過する町道の全世帯、もしくは最低でも 85% 以上の沿道住民の同意を得ることを義務付ける。	開発行為や建築行為等が行われる際の住民周知等の手続きに関するご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
49	—	自治会未加入者の増加に伴い、同じ町道を供する住民が各地域の自治会の枠を超え、地域防災、安全な居住環境の保持を合同で検討できる様、各地域ごとに協議会を設置し、知識豊富な行政による検討会を設ける。	同じ町道を供する住民による地域防災や安全な居住環境について協議する場を、行政主導で設置すべきとのご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
50	—	葉山町別荘第一号地である諏訪の台地域（現、財団法人神奈川経営者福祉振興財団葉山研修センター、葉山グラウンドヒルズ、サッポロビール葉山寮及びその周辺地区）においては、保養地として評価された良好な住環境、及び景観を保持するため、100㎡以上の建築計画、又は開発計画が提案された場合は、計画予定地の範囲 200m内の住民に、自治会経由、及び自治会に属していない住民に即座に周知されるよう、計画提出業者、及び行政より情報を発し住民に周知することを義務付ける。	特定の地域における開発行為や建築行為等が行われる際の住民周知等の手続きに関するご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
51	—	高齢者社会に対応したバリアフリーの公共施設を 300m地域ごとに設け、少子化の将来における世代を超えた町民のレクリエーションの場を設ける。	町民のレクリエーションの場としての公共施設の設置の配置基準に関するご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
52	—	少子・高齢化、人口減少が予測される中であって、この計画の中で、葉山町が首都圏近郊にあり、首都圏への通勤圏であるという特性が欠けている。自然環境のよいところで暮らしたいと考える若い世帯などが移ってくるためには、通勤通学のための交通手段の改善が必要で、コミュニティバスの活用が不可欠である。コミュニティバスは、高齢者や環境への利点もあり、十年後の町を考えるためには不可欠である。	No.2 の回答からお読み取りください。
53	—	防災避難所を伴う公園、及び多目的広場を 300m地域ごとに設け、少子化の将来における世代を超えた町民のレクリエーションの場を設ける。 *300mとは、高齢者が無理なく移動が可能と思われる徒歩範囲で、300m地域が重なり合うことは可能であるが、重ならない地域があってはならない。 300m範囲での設置が不可能な場合は、高齢者住民乗合優待タクシー、もしくはコミュニティーバス等の運行を検討する。	町民のレクリエーションの場としての公園・広場の設置の配置基準に関するご意見と考えますが、本計画書に記載すべき事項とは考えませんので、計画書上の修正は行いません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。